

新	旧
<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券</u> 約款・規程集 <u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>	<u>証券ジャパンの約款・規程集</u> ゆたかな未来へ あなたとともに <u>株式会社証券ジャパン</u>

新	旧
「<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券</u>約款・<u>規程集</u>」の改訂時におけるウェブによる変更内容等の公表について 当社は、お客様に当社のサービスをお受けいただくに際しまして、「<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券</u>約款・<u>規程集</u>」を契約の内容といたしております。 当社に口座を開設していただくお客様には、約款等に変更があった場合など、変更内容等の情報をお伝えさせていただくことを目的として、お客様が必要なときにいつでもご覧いただける「<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券</u>約款・<u>規程集</u>」を当社ホームページに掲載いたしております。 「<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券</u>約款・<u>規程集</u>」や変更内容等の情報をご確認いただく際は、当社ホームページ（URL https://www.secjp.co.jp/service/meeting/cluase/index.html）をご覧ください。 <u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>	「<u>証券ジャパン</u>の約款・<u>規程集</u>」の改訂時におけるウェブによる変更内容等の公表について 当社は、お客様に当社のサービスをお受けいただくに際しまして、「<u>証券ジャパン</u>の約款・<u>規程集</u>」を契約の内容といたしております。 当社に口座を開設していただくお客様には、約款等に変更があった場合など、変更内容等の情報をお伝えさせていただくことを目的として、お客様が必要なときにいつでもご覧いただける「<u>証券ジャパン</u>の約款・<u>規程集</u>」を当社ホームページに掲載いたしております。 「<u>証券ジャパン</u>の約款・<u>規程集</u>」や変更内容等の情報をご確認いただく際は、当社ホームページ（URL https://www.secjp.co.jp/service/meeting/cluase/index.html）をご覧ください。 <u>株式会社 証券ジャパン</u>

新	旧
目 次 (現行どおり) この「<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券</u>約款・規程集」は、お客様が<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。この「約款・規程集」の内容を良くお読みいただき、いつでも確認できますよう大切に保管してください。	目 次 (省略) この「<u>証券ジャパンの</u>約款・規程集」は、お客様が<u>株式会社証券ジャパン</u>とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。この「約款・規程集」の内容を良くお読みいただき、いつでも確認できますよう大切に保管してください。

新	旧
最良執行方針 (現行どおり)	最良執行方針 (省略)
1. (現行どおり)	1. (省略)
2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (現行どおり)	2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぎます。
(1) 上場株券等 (現行どおり)	(1) 上場株券等 当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取り次ぎを含む取引所外売買の取扱いはい行いません。
① (現行どおり)	① (省略)
② (現行どおり)	② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。
(a) (現行どおり)	(a) (省略)
(b) 複数の金融商品取引所市場に上場 (重複上場) されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICK 社の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。	(b) 複数の金融商品取引所市場に上場 (重複上場) されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICK 社の情報端末 <u>(当社の本支店の店頭で御覧いただけます。)</u> において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。
* なお、選定した具体的な内容は、 当社ホームページ (https://www.secjp.co.jp/) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。	* なお、選定した具体的な内容は、 当社ホームページ (https://www.secjp.co.jp/) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社 <u>の本支店</u> にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。
(現行どおり)	(省略)
以上	以上
制定日 平成 21 年 4 月 1 日	制定日 平成 21 年 4 月 1 日
改訂日 <u>令和 8 年 8 月 1 日</u>	改訂日 <u>令和 6 年 1 月 1 日</u>

新	旧
個人情報保護方針 (現行どおり)	個人情報保護方針 (省略)
1. (現行どおり)	1. (省略)
2. 利用目的 (現行どおり) 当社の事業内容及び当社における個人情報等の利用目的は別紙のとおりであり、当社に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。 URL : https://www.secjp.co.jp	2. 利用目的 (省略) 当社の事業内容及び当社における個人情報等の利用目的は別紙のとおりであり、当社の <u>本支店</u> に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。 URL : https://www.secjp.co.jp
3.～6. (現行どおり)	3.～6. (省略)
7. 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社又は次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。 お客様相談室 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-18 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 電話番号：0120-983-977 Fax：03-3668-2552 E-mail：cssupport@secjp.co.jp URL：https://www.secjp.co.jp	7. 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社 <u>の本支店</u> 又は次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。 お客様相談室 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-18 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 電話番号：0120-983-977 Fax：03-3668-2552 E-mail：cssupport@secjp.co.jp URL：https://www.secjp.co.jp
8. (現行どおり)	8. (省略)
以上 制定日 平成 22 年 2 月 1 日 改訂日 <u>令和 8 年 8 月 1 日</u>	以上 制定日 平成 22 年 2 月 1 日 改訂日 <u>令和 4 年 4 月 1 日</u>
お客様の個人情報等の利用目的	お客様の個人情報等の利用目的
1.～2. (現行どおり) 当社におきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行います。	1.～2. (省略) 当社 <u>の本社及び部・支店</u> におきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行います。
以上 制定日 平成 22 年 2 月 1 日 改訂日 <u>令和 8 年 8 月 1 日</u>	以上 制定日 平成 22 年 2 月 1 日 改訂日 <u>平成 27 年 10 月 5 日</u>

新	旧
第1章 総合取引約款	第1章 総合取引約款
第1条（約款の趣旨） この約款は、有価証券の保護預り取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引、外国証券取引、特定口座取引、及び社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引又はそれらを組合せた取引等（以下、「総合取引」といいます。）について、お客様と<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。	第1条（約款の趣旨） この約款は、有価証券の保護預り取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引、外国証券取引、特定口座取引、及び社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引又はそれらを組合せた取引等（以下、「総合取引」といいます。）について、お客様と<u>株式会社証券ジャパン</u>（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
第2条～第3条（現行どおり）	第2条～第3条（省略）
第4条（申込方法等） (1) お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出することによって、総合取引を申込みものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。 ①～②（現行どおり）	第4条（申込方法等） (1) お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社の<u>本・支店又は営業所</u>に提出することによって、総合取引を申込みものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。 ①～②（省略）
第5条～第16条（現行どおり）	第5条～第16条（省略）
第17条（取引残高報告書等） (1)～(5)（現行どおり） (6) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、すみやかに当社<u>お客様相談室</u>に直接ご連絡ください。	第17条（取引残高報告書等） (1)～(5)（省略） (6) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、すみやかに当社<u>監査部</u>に直接ご連絡ください。
第18条～第21条（現行どおり）	第18条～第21条（省略）
第22条（約款の変更） (1)（現行どおり） (2) 本約款・規程集による取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は、<u>インターネット又はその他相当の方法により</u>お客様にお知らせいたします。	第22条（約款の変更） (1)（省略） (2) 本約款・規程集による取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は、<u>当社本・支店又は営業所の店頭に備え置いて</u>お客様にお知らせいたします。
第23条～第33条（現行どおり）	第23条～第33条（省略）
第34条（合意管轄） お客様と当社との間のこの約款・規程に関する訴訟については、当社の所在地を管轄とする裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。	第34条（合意管轄） お客様と当社との間のこの約款・規程に関する訴訟については、当社<u>本店又は支店</u>の所在地を管轄とする裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

新	旧
第2章 保護預り約款	第2章 保護預り約款
第1条～第8条 (現行どおり)	第1条～第8条 (省略)
第9条 (お客様への連絡事項) (1)～(3) (現行どおり) (4) その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社 <u>のお客様相談室</u> に直接ご連絡ください。	第9条 (お客様への連絡事項) (1)～(3) (省略) (4) その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社 <u>の監査部長</u> に直接ご連絡ください。
第10条～第17条 (現行どおり)	第10条～第17条 (省略)
第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款	第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款
第1条 (約款の趣旨) (1) (現行どおり) (2) お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び「 <u>岡三ビジネス&テクノロジー証券</u> 約款・規程集」等他当社の約款並びに規程に定めるところによるものとします。	第1条 (約款の趣旨) (1) (省略) (2) お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び「 <u>証券ジャパン</u> の約款・規程集」等他当社の約款並びに規程に定めるところによるものとします。
第2条～第15条 (現行どおり)	第2条～第15条 (省略)
第5章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	第5章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
第1条 (現行どおり)	第1条 (省略)
第2条 (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) (1) 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等 (租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。) に該当するもの (当該源泉徴収口座が開設されている当社に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は <u>当社</u> に保管の委託がされている上場株式等に係るもの) に限ります。 (2) (現行どおり)	第2条 (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) (1) 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等 (租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。) に該当するもの (当該源泉徴収口座が開設されている当社 <u>の営業所</u> に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は <u>当該営業所</u> に保管の委託がされている上場株式等に係るもの) に限ります。 (2) (省略)
第3条～第6条 (現行どおり)	第3条～第6条 (省略)

新	旧
第 7 章 外国証券取引口座約款	第 7 章 外国証券取引口座約款
第 1 条～第 30 条（現行どおり）	第 1 条～第 30 条 （省略）
第 31 条（準拠法及び合意管轄） （1） （現行どおり） （2） お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。	第 31 条（準拠法及び合意管轄） （1） （省略） （2） お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。
第 32 条 （現行どおり）	第 32 条 （省略）
付則（令和 7 年 10 月 1 日） （現行どおり）	付則（令和 7 年 10 月 1 日） （省略）
第 11 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	第 11 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款
第 1 条～第 4 条 （現行どおり）	第 1 条～第 4 条 （省略）
第 5 条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （1） 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当社に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。 ① （現行どおり） イ． （現行どおり） ロ． 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社に開設された未成年者口座（租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理	第 5 条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （1） 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社 <u>の営業所</u> に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は <u>当該営業所</u> に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。 ① （省略） イ． （省略） ロ． 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社 <u>の営業所</u> に開設された未成年者口座（租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理

新	旧
勘定（同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。） ②～③ （現行どおり） (2) （現行どおり）	勘定（同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。） ②～③ （省略） (2) （省略）
第 5 条の 2～第 5 条の 3 （現行どおり）	第 5 条の 2～第 5 条の 3 （省略）
第 5 条の 4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は <u>当社</u> に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条(2)に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①～② （現行どおり） (2) （現行どおり）	第 5 条の 4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている <u>当社</u> の <u>営業所</u> にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は <u>当該営業所</u> に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条(2)に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①～② （省略） (2) （省略）
第 6 条 （現行どおり）	第 6 条 （省略）
第 7 条（譲渡の方法） (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金	第 7 条（譲渡の方法） (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を <u>当社</u> の <u>営業所</u> を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金

新	旧
銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	銭及び金銭以外の資産の交付が当社<u>の営業所</u>を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社<u>の営業所</u>を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社<u>の営業所</u>を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社<u>の営業所</u>を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
第 8 条～第 15 条 （現行どおり）	第 8 条～第 15 条 （省略）

新	旧
第 12 章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	第 12 章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
第 1 条 (約款の趣旨) (1) この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座及び同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2) (省略) (3) お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券約款・規程集</u>」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。	第 1 条 (約款の趣旨) (1) この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座及び同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、<u>株式会社証券ジャパン</u>（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2) (省略) (3) お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「<u>証券ジャパンの約款・規程集</u>」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。
第 2 条～第 5 条 (現行どおり)	第 2 条～第 5 条 (省略)
第 6 条 (譲渡の方法) 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限りします。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。	第 6 条 (譲渡の方法) 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社^{の営業所}を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社^{の営業所}を経由して行われるものに限りします。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社^{の営業所}を経由して行われる方法により行うこととします。

新	旧
第 7 条 (現行どおり)	第 7 条 (省略)
第 8 条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) (現行どおり) ① (現行どおり) ② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 17 条第 2 号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限りま す。)又は贈与をしないこと ③ (現行どおり)	第 8 条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理) (省略) ① (省略) ② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 17 条第 2 号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社 <u>の営業所</u> を経由して行われないものに 限ります。)又は贈与をしないこと ③ (省略)
第 8 条の 2～第 14 条 (現行どおり)	第 8 条の 2～第 14 条 (省略)
第 15 条 (譲渡の方法) 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。	第 15 条 (譲渡の方法) 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社 <u>の営業所</u> を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社 <u>の営業所</u> を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社 <u>の営業所</u> を経由して行われる方法により行うこととします。
第 16 条 (現行どおり)	第 16 条 (省略)
第 17 条 (課税管理勘定の金銭等の管理) ① (現行どおり) ② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと ③ (現行どおり)	第 17 条 (課税管理勘定の金銭等の管理) ① (省略) ② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社 <u>の営業所</u> を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと ③ (省略)

新	旧
第 18 条～第 26 条（現行どおり）	第 18 条～第 26 条 （省略）
第 27 条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024 年以後の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) （現行どおり）	第 27 条（非課税口座のみなし開設） (1) 2024 年以後の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) （省略）
第 28 条 （現行どおり）	第 28 条 （省略）
第 14 章 投信積立サービス約款	第 14 章 投信積立サービス約款
第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様と<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>（以下「当社」といいます。）との間の投資信託受益証券の投信積立サービス（以下この約款において「本サービス」といいます。）に関する取決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約（以下、本章において「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。	第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様と<u>株式会社証券ジャパン</u>（以下「当社」といいます。）との間の投資信託受益証券の投信積立サービス（以下この約款において「本サービス」といいます。）に関する取決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約（以下、本章において「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。
第 2 条～第 12 条（現行どおり）	第 2 条～第 12 条 （省略）
第 15 章 電子交付サービス約款	第 15 章 電子交付サービス約款
第 1 条（約款の趣旨） この約款は、<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>（以下「当社」といいます。）がお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付（以下、この章において「電子交付」といいます。）するサービス（以下、この章において「本サービス」といいます。）に関する取決めです。	第 1 条（約款の趣旨） この約款は、<u>株式会社証券ジャパン</u>（以下「当社」といいます。）がお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付（以下、この章において「電子交付」といいます。）するサービス（以下、この章において「本サービス」といいます。）に関する取決めです。
第 2 条～第 15 条（現行どおり）	第 2 条～第 15 条 （省略）

新	旧
第 16 章 対面ネット照会サービス取扱約款	第 16 章 対面ネット照会サービス取扱約款
第 1 条（約款の趣旨） この約款は、インターネット及び携帯端末その他これに類する通信機器を利用した、<u>岡三ビジネス & テクノロジー証券株式会社</u>（以下「当社」といいます。）の対面ネット照会サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関するお客様と当社との取り決めです。（以下「本約款」といいます。）	第 1 条（約款の趣旨） この約款は、インターネット及び携帯端末その他これに類する通信機器を利用した、<u>株式会社証券ジャパン</u>（以下「当社」といいます。）の対面ネット照会サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関するお客様と当社との取り決めです。（以下「本約款」といいます。）
第 2 条～第 14 条（現行どおり）	第 2 条～第 14 条 （省略）